随意契約理由書

１　案件名称

大阪市特別定額給付金事務局開設にかかる情報通信設備改修整備業務委託

２　契約相手方

　　株式会社日立製作所　関西支社

３　随意契約理由

本事業の趣旨である「簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援」を実現するためには、一刻も早く給付できる体制を構築するため迅速に契約を行う必要があるので、地方　自治法施行令第167条の２第１項第５号（緊急の必要により競争入札に付することができないとき）により随意契約を行うものである。

本業務の実施にあたっては、本市庁内情報設備の基盤となっている情報通信ネットワークのネットワーク構成、使用機器構成、ネットワーク管理システム等について把握し、日常的な運用やセキュリティ管理、障害発生時の復旧対応など迅速かつ正確に実施することが必要不可欠である。

株式会社日立製作所　関西支社は、庁内情報ネットワークシステムの構築者であり、庁内情報ネットワークシステム基盤について熟知し、かつ緊急対応が可能な唯一の業者であるため同者と特名随意契約を行う。

４　根拠法令

　　　地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

５　担当部署

　　　市民局総務部総務担当　（℡　06-6208-7311）

随意契約理由書

１　案件名称

令和2年度特別定額給付金にかかる住民基本台帳等事務システムにおける業務委託

２　契約相手方

　　株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西

３　随意契約理由

新型コロナウイルスが猛威を振るう中、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和２年４月20日閣議決定）において、「新型インフルエンザ等対策特別措置法の緊急事態宣言の下、生活の維持に必要な場合を除き、外出を自粛し、人と人との接触を最大限削減する必要がある。医療現場をはじめとして全国各地のあらゆる現場で取り組んでおられる方々への敬意と感謝の気持ちを持ち、人々が連帯して、一致団結し、見えざる敵との闘いという国難を克服しなければならない。」と示され、令和2年4月30日に国の第1回補正予算が成立したところである。

本事業は、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うことを目的として、基準日時点に住民基本台帳に登録のある者に特別定額給付金（以下「給付金」という。）の給付を行うものである。

国より実施主体となる市区町村に対して、給付金の趣旨をふまえ、国予算や市区町村予算の成立を待たず、一刻も早く事業を開始するよう強く要請されており、本市としても、一日でも早く給付対象者に給付金を届けるため、国の補正予算成立の同日に第2回補正予算の急施専決処分を行い、事務拠点施設の確保等の環境整備や事業開始にかかる各種処理業務の委託など、事業実施にかかる事前準備等を進めている。

＊対象者：基準日（令和２年４月２７日）において住民基本台帳に記録されている

者

＊給付額：給付対象者１人につき10 万円

＊経費負担：実施に要する経費（給付事業費及び事務費）は国が補助（10/10）

＊給付開始日：6月中旬（オンライン申請は6月初旬）

主な委託業務の範囲は、基準日時点における住民基本台帳システム（以下「住基システム」という。）から対象者リストの作成及び申請書印刷用データへの加工、基準日以降の移動等により新たに給付対象者となった方の対象者リストへの追加及び申請書印刷用データへの加工、審査や問い合わせ用住基端末の調達及び設置・保守となる。

本事業の趣旨である「簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援」を実現するためには、競争入札より必要な手続きを行っている時間的猶予はないため、地方自治法施行令第167条の２第１項第５号（緊急の必要により競争入札に付することができないとき）により随意契約を行うものである。

住基システムは、NTTデータ関西が構築及び保守業務を受け持っており、本件のような住基システムからの対象者リストの作成や印刷用データへの加工、住基端末の調達及び設置・保守はいずれも住基システムとの連携が必須となり、それらを一体的に行うにあたり、住基システムを開発したNTTデータ関西に委託するのが本事業趣旨を実現するにあたり最も合理的かつ迅速であるため同者と特名随意契約を行う。

４　根拠法令

　　地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

５　担当部署

　　市民局総務部定額給付金給付金担当　（℡　06-6263-0568）

随意契約理由書

１　案件名称

　特別定額給付金給付事業業務委託

２　契約相手方

　　ＪＴＢ・凸版印刷共同事業体

　　代表構成員　株式会社ＪＴＢ　代表取締役社長　髙橋　広行

３　随意契約理由

新型コロナウイルスが猛威を振るう中、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和２年４月20日閣議決定）において、「新型インフルエンザ等対策特別措置法の緊急事態宣言の下、生活の維持に必要な場合を除き、外出を自粛し、人と人との接触を最大限削減する必要がある。医療現場をはじめとして全国各地のあらゆる現場で取り組んでおられる方々への敬意と感謝の気持ちを持ち、人々が連帯して、一致団結し、見えざる敵との闘いという国難を克服しなければならない。」と示され、令和2年4月30日に国の第1回補正予算が成立したところである。

本事業は、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うことを目的として、基準日時点に住民基本台帳に登録のある者に特別定額給付金（以下「給付金」という。）の給付を行うものである。

国より実施主体となる市区町村に対して、給付金の趣旨をふまえ、国予算や市区町村予算の成立を待たず、一刻も早く事業を開始するよう強く要請されており、本市としても、一日でも早く給付対象者に給付金を届けるため、国の補正予算成立の同日に第2回補正予算の急施専決処分を行い、事務拠点施設の確保等の環境整備や事業開始にかかる各種処理業務の委託など、事業実施にかかる事前準備等を進めている。

＊対象者：基準日（令和２年４月２７日）において住民基本台帳に記録されている者

＊給付額：給付対象者１人につき10 万円

＊経費負担：実施に要する経費（給付事業費及び事務費）は国が補助（10/10）

＊給付開始日：6月中旬（オンライン申請は6月初旬）

主な委託業務の範囲は、給付対象者へ送付する申請書の作成及び送付、申請書送付から審査、支給までを管理する特別定額給付金システム（仮称）の構築及び保守、市民等からの問い合わせに対応するための特別定額給付金コールセンター（仮称）の設置及び運営、特別定額給付金給金システム（仮称）及び特別定額給付金コールセンター（仮称）に必要な機器の調達、支払いにかかる金融機関との調整となる。これらの各業務は、いずれも相関性が極めて高く広範に及ぶため、一括して業務を行う必要があり、給付対象者が約274万人、152万世帯と全国的にも最大規模となることから、本市が直営で実施することに比して、業務を委託することの方がより合理的かつ迅速に実施できる。

今般、国による制度設計が完了し、特別定額給付金給付金給付金事業実施要領が示され、当該要領に基づき詳細な本市の制度設計を行った上で、競争入札に付すべきところであるが、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言がなされ、収入が激減するなど生命の維持が危ぶまれている状況をふまえるとともに、本事業の趣旨である「簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援」を実現するためには、競争入札を実施している時間的猶予はないことから、地方自治法施行令第167条の２第１項第５号（緊急の必要により競争入札に付することができないとき）に該当するため、随意契約を行うものである。

なお、令和元年度に実施したプレミアム付商品券事業においても、管理システムの構築やコールセンターの設置・運営、金融機関との調整など本業務と類似する業務内容が多く過去に類似事業を受託し、適正に完遂した実績から、本業務においても履行能力を備えていると認められるＪＴＢ・凸版印刷共同事業体に対して、本件を委託することが「簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援」を実現するために、合理的かつ迅速に実施できる蓋然性が高いことから、上記事業者と特名随意契約を行う。

４　根拠法令

　　地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

５　担当部署

　　市民局総務部定額給付金給付金担当　(℡　06-6263-0568）